平成２１年（フ）第４２０号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番736号
債務者　廣重　徹哉
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４２１号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番736号
債務者　廣重　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１１１３号
福岡県遠賀郡岡垣町山田峠１丁目８番10号
債務者　鮨処仲むらこと　仲村渠和三
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１１５号
福岡県中間市深坂２丁目16番44号
債務者　堀江　雄二（旧姓坂本・堀内）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１５０号
北九州市小倉北区神岳１丁目４番11号　ウイング足立Ｂ104
債務者　増岡　洋平
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１９９号
北九州市小倉南区重住１丁目４番７号
債務者　野中　　透
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２７９号
佐賀県伊万里市東山代町里718番地33
債務者　中村　秀人
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２８６号
佐賀県西松浦郡有田町応法丙3731番地１
債務者　池田　一富
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３０２号
佐賀県鹿島市大字高津原4295番地２
債務者　諸岡　紘子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３０４号
佐賀県伊万里市松浦町桃川4407番地１
債務者　溝江　一誠
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３０５号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1077番地
債務者　松尾　由香
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２３８号
宮崎県延岡市長浜町３丁目4979番地
債務者　甲斐　富子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２６６号
宮崎県日向市大字富高7439番地１
債務者　橋口　鉄也
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第５８８号
鹿児島県鹿児島市上谷口町2247番地４
債務者　福盛　道子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７２１号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町１番３―33号
債務者　柿囿　賢二
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７２３号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目38番24号　コーポ大藤206号
債務者　山下　清美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５８号
北海道浦河郡浦河町東町うしお１丁目１番20号
債務者　大和　孝司
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
三重県伊賀市野間146番地
債務者　高橋　　裕
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
津地方裁判所伊賀支部